

葦の家福祉会第3次中期事業計画

(2015年度～2019年度)

～みんなで暮らせる！地域を作る！～

1. はじめに

葦の家福祉会は、これ迄5ヶ年計画を立て事業を実施してきました。第一次計画では、障害者自立支援法の新事業移行及び居宅介護、短期入所、相談支援センター等の在宅サービス等を整備しました。第二次計画では、“安心ある地域生活を支える”というテーマを掲げ障がい児支援、障がいの重い人のグループホーム及び在宅サービスの総合的拠点として地域生活支援センターを整備しました。今回の第三次計画策定において調査した利用者ニーズからは、家族だけでは本人を支えきれなくなる実態や通所や居住施設等の社会資源が少ない、相談する人が少ないなど地域生活を続けていく上で、現在、将来にわたる不安や悩みがますますクローズアップされています。

福祉会を取り巻く環境においては、障がいの重度重複化、高齢化、就労関連事業や特別支援学校卒業生の受入れ、障がい児への専門的な福祉サービスの提供などニーズが多様化、個別化しており、より一層他職種連携による支援力、調整力が求められています。またICFや「障害者権利条約」における社会モデルやユニバーサルデザインの考え方に学び、共生社会、主体的な潜在力の発揮、権利擁護の視点に立った新たな支援ノウハウの習得が必要です。法人経営に目を転じると、社会福祉法人として、より地域に根差した事業展開や子育て、高齢分野との連携、将来的には、貧困、住居、仕事や教育機会の保障など社会的弱者を支援する事業が求められています。また、資金計画と財務基盤の確立、通所事業等の収益性の高い事業経営、人材確保や中堅、リーダークラスの職員の育成、法人理念の再構築や組織強化など体制整備も急務です。

少子高齢化や核家族化の進展、親亡き後の問題など支援の社会化が顕在化する中で、今期の計画では、家族の有無や環境に関わらず、当事者の方々が生き生きと地域で主体的な生活を送ることができることを求めています。そのために、新たな障がい福祉の理念のもと、居住施設、在宅サービス、障がい児支援の充実、就労につながる日中活動施設の整備、地域の福祉ニーズへの貢献事業に取り組みます。また、これらの事業を支える人材確保や経営基盤の強化をはかります。

今回の計画策定にあたっては、地域や家族、ボランティアも交え、4つの専門部会と職員部会に分かれ延べ30回以上の協議を重ね、全国20カ所の事業所を視察し、先進的な取り組みを学びました。事業所内でも、リーダー、中堅職員などの職員間で将来構想が議論され、コンセプトとマップ図が作成されました。今後5年間、本報告書にまとめられた内容を利用者を中心に、職員、ご家族、地域やボランティア、関係者が手をつなぎ合って実現させ、みんなの明るい未来につなげたいと願っています。計画の実現に向けご支援、ご協力をお願いいたします。

2. 計画の概要

(1) 基本方針

- 1) 障がいのある方が家族に依存しなくても地域で生活し、親亡き後も含めた安心、安全な在宅生活の実現をめざします。
- 2) 城南区、南区周辺の特別支援学校卒業生、葦の家利用者、軽度の方々の日中活動のニーズに応え、働くことを支えるサービス体制を築きます。
- 3) 障がい児支援、相談支援の充実、新しいメニューも含め、重度化、高齢化、障がいの多様化、子育て支援、療育等の課題に対応しうる地域生活支援、在宅サービスの提供体制を整備します。
- 4) 障がい者権利条約や障がい者基本法の理念、社会的障壁や合理的配慮、ICF等の新しい障がい概念に基づき、障がいのある人もない人も共に暮らす共生社会作りに貢献し、当事者主体のサービスをめざします。
- 5) 少子高齢化とマンパワー不足が進む地域において、社会福祉法人として、安心・安全な地域作り、共生社会の推進に寄与し、地域に貢献する事業を行います。
- 6) 上記の事業を推進するために、収益力や財務基盤、本部機能の強化、人材の確保・育成など法人の組織、経営基盤を強化します。
- 7) 最新の支援環境を整備し、福岡市南西部における社会資源のセンター的役割を担い、関係者が将来に夢と希望を共有できる事業作りをめざします。

(2) 実施事業

1) グループホームの充実、整備、機能強化を図ります。

①地域に根差したホーム作り

すてっぷのノウハウを生かし、多くの利用待機待ちの方々の願いに応えるとともに、地域住民と地域の中で共生しうる独立型のホームを今後複数開設します。

②グループホーム支援センター構想の「すてっぷ」の活用

障がい者地域生活支援センター「りーど」内にあるグループホームすてっぷの学習、体験、バックアップ機能を活用し、ホームを整備していきます。

2) 働くことを軸にした日中活動施設を開設します。

城南区、南区等福岡市の南西部の圏域に不足している、作業を通して、障がいのある方々の主体的に生きる力や社会的役割、居場所作りなどを支援する福祉的就労の場、多機能型通所施設を開設し、将来的に就労支援につなげていきます。

①葦の家利用者の潜在的な力をより引き出し、特別支援学校等の卒業生の進路先を確保します。

- ②地域の就労経験者、在宅の中軽度の方々の就労につなげる機会を提供します。
- ③個性に着目しながら社会とつながり、付加価値の高い商品、作品作りに貢献しうるアート活動、創作活動をより発展させます。

3) 障がいのある児童の支援を充実、整備します。

- ①地域や個別ニーズに対応しうる放課後デイサービス事業の開設
福岡市委託の放課後等支援事業では、支援困難事例に対応しうる専門性やスーパーバイズ機能を高めます。
- ②障がい児の相談支援及び児童発達支援事の開設
子育て機能に加え、児童期に必要な専門的な療育、地域と家族支援のニーズに応えます。
- ③複合的、総合的な地域生活支援を行うサポート拠点センターの開設
障がい児童の支援において、居宅介護、短期入所、相談支援等と連携し、児童の福祉的ケアを質量ともに高めます。

4) 障がい児者の相談支援体制を強化します。

国の制度普及と合わせて、ますます高まるニーズの個別化、複数の社会資源の利用をケアマネジメントしうる相談支援センターの充実、整備を図ります。

- ①委託事業については、福岡市と連携し、区単位の助言、専門的な基幹的機能を整備します。
- ②知的、身体、精神の三障がいに加え、発達障がいや障がい児等も含めた地域におけるワンストップ型の包括な相談体制を整備します。
- ③親亡き後や単身の地域生活者等の成年後見制度の活用に加え、触法、被虐待障がい者の支援や障がい者差別禁止啓発等の権利擁護機能を高めます。
- ④障がい児者の社会資源のケアマネジメントやサービス等利用計画の質の向上を図るとともに、地域の社会資源の開拓とネットワーク作りを発展させます。

5) 在宅サービスの提供体制を充実、強化します。

- ①障がい者地域生活支援センター「リード」の機能を充実、強化し、国のモデル事業等も活用し、地域生活者をバックアップする拠点機能の強化
居宅介護、短期入所、相談支援に加えて、訪問看護、福祉有償運送事業等の新規事業を整備し、重度化、高齢化に対応し、地域在住のホームやアパート等に暮らす独居者の支援等を行います。

ア. 高齢化への対応

- ・医療、リハビリ、介護保険等他職種との連携を図ります。
- ・65歳問題対応など障がい福祉サービスのニーズのある方々を支援します。
- ・介護員養成研修事業等を通して介護力の向上を図ります。

イ. 重度者（化）への対応

- ・行動援護研修、福岡市共同支援事業、拠点モデル事業の活用、協力を行い、行動障がいのある方々への支援力、ネットワークによる支援を強化します。

ウ. 在宅生活者のバックアップ、サポート

- ②児童支援、ピアサポート機能を備えた地域生活支援拠点サポートセンター整備

児童支援、居宅介護、短期入所、ピアサポート機能、相談支援等を備え、地域に密着したサービスと包括機能を持つ多機能型包括支援センターを開設します。

③要望・啓発活動、運動

短期入所や移動支援など事業所のマンパワーのみでは対応、解決できない社会資源や利用料、65歳問題などの課題について、地域や行政に対し実態を示し、制度の改善、充実を求める運動をすすめます。

6) 地域にねぎし、地域に貢献できる事業を推進します。

①地域貢献事業の実施

少子高齢化とマンパワー不足が進む地域において、社会福祉法人として、安心・安全な地域作り、共生社会の推進に寄与しうる貢献活動事業を行います。

②油山山麓構想の具体化

法人が位置する堤地区には、油山山麓広がっています。この豊かな自然環境を活用し、障がいのある方々がご自身の力を生き生きと発揮できる支援環境を作るとともに、地域、市民の皆様に良質な製品（含農作物）を提供できるような事業を地域と共に開発します。

7) 事業の基盤を整備し、推進体制を強化します。

①法人理念の再確立

無認可作業所から通所の法内事業化、在宅サービスの立ち上げ整備、アート活動や地域生活の拠点事業作りに続き、法人も第4ステージに入ろうとしています。

利用者第一、社会資源の開拓、地域と共になどの葦の家のDNAを継承しながら、ICF、社会モデル、ユニバーサルデザイン、共生社会など新しい障がい福祉の概念に加え、利用者のニーズや価値観、事業を担う職員の新しい感性も含めた新たな事業理念が求められています。事業所開設30周年の節目を迎え、関係者全員で新しい理念を作ります。

②人材の確保、育成体制の強化

「福祉は人なり」と言われます。事業を継続的に維持、発展させていくために、意図的、計画的な人材の育成と供給が必要です。法人内部の計画的な研修、育成体制や積極的な登用とあわせ、スタッフの確保、育成に法人全体で取り組みます。

③ライン、組織の再編成

法人の事業多角化していますが、運営の屋台骨ともいべき組織、ライン、機能を明確化、効率化、統合化し、本部体制の人員も含め再編、強化します。

④資金計画と財務基盤の確立

施設修繕、投資、人材確保等の財務、資金計画を立て、効果的な事業の執行と財務基盤の確立をめざします。

⑤支援者の拡大、他団体との連携の強化

人・物（ノウハウ含む）・金という事業展開を支える資源の3要素を確保するために、広報や啓発、組織的な支援の輪の拡大が不可欠です。奉仕団体、関係団体、企業、学校、行政、地域や一般市民の方々などに日常的な働きかけや連携を行います。

8) 地域防災計画と連動した災害時の福祉避難所機能を整備します。

法人内の防災計画、対策及び福岡市と連携し福祉避難所の内容を整備します。災害弱者の緊急時の支援対策について地域の防災計画と連携します。

9) 運動、行政計画への反映、連携を行います。

社会福祉事業は基本的に公費によって支えられています。法人事業を展開して行く上で、国の基本方針や福岡市の障がい福祉計画に反映されることが必要です。解決できない課題について地域や行政に対し、制度の改善、充実を求める運動をすすめます。地域の方々の後押しを受けながら、事業の必要性を理解していただけるような取り組みを行います。

10) 利用者を中心に関係者が共同で事業を推進します。

事業のための事業に陥らないように、これまでと同様、利用者の立場や目線に立って、職員、家族、地域、ボランティアに加え、一般市民のご理解を得ながらみんなの力を結集し、着実に支援、事業を推進します。

(3) 工程表

27年度 グループホーム2号館（地域型第1号）開設
放課後児童デイサービス開設
介護員養成講座開講

28年度 福岡市委託基幹型城南区相談支援センター開設
福祉有償運送事業開始
児童計画相談開始
*第2通所施設開所 ↓

29年度 （第2通所施設開所） ↓
グループホーム3号館開設
国地域生活支援拠点事業開設（訪問看護ステーション併設）

30年度 地域生活サポートセンター開設
相談・居宅・放課後デイ・地域活動支援センター併設第2生活支援センター

31年度 グループホーム4号館開設
児童発達支援センター

※油山山麓構想を模索する。

(4) コンセプト

みんなで作ろう たくさんの「る！」

現在、葦の家福祉会における事業は、幼児期から成人期までの方々を支える事業があります。これからは、現サービスを充実していくとともに、障がい・高齢に関わらず地域に根差し、多様なニーズに応えられるよう幅広い事業展開をも目指す為、たくさんの「る！」づくりを行います。



暮らせ「る！」

1人ひとりが安心して暮らせる場



育て「る！」

いろんな児童を受け入れ、お互いに成長しあえるような環境



働け「る！」

1人ひとりが責任・やりがいを持って働けたり過ごせる場



楽しめ「る！」

好きなときに好きなことができる環境



守「る！」・支え「る！」

健康な生活を守り、支え合う地域づくり

説明①：受け身ではなく、みんなでつくる意識を持つ

職員・仲間・家族・地域……

説明②：様々な「る」のイメージ→Possible（ポッシブル）不可能ではなく可能にしていく

暮らせる・働ける・育てる・守る・支える・学べる

説明③：つなが「る！」イメージ

1人ひとりの暮らすも大事だが、お互い様の精神で「つながる」も大切にしたい

説明④：エンパワーメント

あるがままの自分・潜在能力・人と人との関係

自らの生活（暮らし）を大切に

